令和８年１１月２０日

公益社団法人
全日本不動産協会広島県本部長　様

中国地方整備局建政部長

広島県土木建築局建築課長

リスク評価書の作成の周知徹底について

公益社団法人全日本不動産協会広島県本部におかれましては、平素より宅地建物取引業行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、宅地建物取引業者におけるマネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融等対策の一層の強化の一環として、「リスク評価書」の作成を要請しております。

これは「宅地建物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策におけるガイドライン」（令和８年４月２８日改訂）で要請され令和７年６月２７日及び令和８年２月１９日付け国土交通省不動産・建設経済局不動産業課の事務連絡において、令和８年度末までにその作成を完了させることが求められているものです。

つきましては、貴協会におかれましても加盟の宅地建物取引業者に対して令和８年度末（令和９年３月３１日）までにリスク評価書の作成を完了するよう、改めて周知徹底をお願い申し上げます。

【相談窓口】
（国土交通大臣免許）
国土交通省中国地方整備局
建政部　建設産業課　不動産業担当
e-mail：fudousangyou@cgr.mlit.go.jp

（広島県知事免許）
広島県土木建築局建築課宅建業グループ
e-mail：dokenchiku@pref.hiroshima.lg.jp

不動産事業者の皆様へ

マネーロンダリング対策は万全ですか？





リスク評価書の作成



疑わしい取引の届出



業界の信頼確保

マネーロンダリング（資金洗浄）やテロ資金供与への対策は、健全な経済活動を確保するために不可欠です。

1 「リスク評価書」の作成を徹底しましょう！



※作成要領、記載例などは本チラシ左下のQRコード又はURLからご覧ください。

目的

◎宅建業者におけるマネーロンダリング等のリスク意識の向上
◎「疑わしい取引の届出」件数の向上

いつまでに？

◎まだ作成されていない事業者様は
令和8年度中の作成完了
が必要です。※提出義務はありません

令和4年10月31日ガイドラインに基づき、既に作成が要請されていますが、政府の「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和8年1月23日決定）においても、令和8年度中の作成完了が求められております。

2 「疑わしい取引の届出」判断基準の明確化！

判断に迷ったら
届出を！！



チェックリストに一つでも該当 ➡ **届出**

該当するか不明確で判断に迷う ➡ **届出**

ご安心ください

◎「疑わしい取引」として届出を行った場合でも、契約自体が直ちに犯収法違反や無効となるものではありません。



社会の信頼に応えるために、ご協力をお願いします。

不動産事業者の皆さんにおかれましては本対策を徹底し、マネーロンダリング対策に万全を期していただきますよう、重ねてお願いいたします。





詳細資料はこちら
まずは確認！
QRコードを読み取ると
次の資料をご確認いただけます。

- **リスク評価書作成要領、記載例**
- **疑わしい取引の届出に関するチェックリストや参考事例、届出方法　など**

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bf_000025.html

国土交通省
中国地方整備局
建政部建設産業課